

役員等報酬規程

社会福祉法人あまくさ福社会

社会福祉法人 あまくさ福祉会

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人あまくさ福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則第7条に基づき、理事及び監事並びに評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じ、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（当法人を主たる勤務場所とする者）については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等（役員のうち、常勤役員以外の者）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人旅費規程に基づき、旅費を支給する。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日の場合は、その前日に支払う。
 - (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第6条 新たに常勤役員等に就任した者は、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2項第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則

1. この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
2. 平成 29 年 7 月 1 日改訂

別表1(常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額	
理事長	月額	50,000円
業務執行理事	月額	50,000円
理事	月額	30,000円

別表2(常勤役員等の賞与)

7月賞与	報酬月額 × 1.5ヶ月分
12月賞与	報酬月額 × 2ヶ月分

(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額 (旅費 1,000 円・日当 2,000 円)
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(2) 理事

	日額 (旅費 1,000 円・日当 2,000 円)
理事会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(3) 監事

	日額 (旅費 1,000 円・日当 2,000 円)
監事監査等への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額 (旅費 1,000 円・日当 2,000 円)
評議員選任・解任委員会への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円